

登記手続案内は 予約制です！

金沢地方法務局では、登記手続案内は
予約制となっております。
事前に**電話等で予約**いただくよう
お願いします。

登記手続案内の予約先

【不動産登記に関する手続案内】【会社・法人登記に関する手続案内】
金沢地方法務局本局 電話：076-292-7827
月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

【不動産登記に関する手続案内】
金沢地方法務局小松支局 電話：0761-22-6301
月曜日・火曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く）

金沢地方法務局七尾支局 電話：0767-53-1720
火曜日・木曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く）

金沢地方法務局輪島支局 電話：0768-22-0426
月曜日・水曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く）

登記手続案内ご利用のお客様へ

- 1 **ご利用は20分以内です。**
予約時間に遅刻された場合も、当初予約いただいた時間の範囲で終了します。
なお、予約時間に10分以上遅刻された場合は、キャンセルされたものと取扱います。
- 2 **申請書等はご自身で作成してください。**
登記手続案内では、法務局ホームページに掲載されている代表的な申請書の様式をご案内し、**申請書類の書き方を説明します。個別具体的な事案に沿ったアドバイスは行っていません。**
- 3 **事前の審査はできません。**
登記申請の審査は、申請後に登記官が行います。登記官の審査の結果、補正が必要となる場合があります。
- 4 **法律相談はお受けできません。**
登記手続案内は、登記申請について説明を行うものです。**法律相談や個別の契約内容、将来の行為などの相談はお受けできません。**
- 5 **関係書類を持参してください。**
現在の登記内容がわかるもの（登記事項証明書又は登記事項要約書）をあらかじめご用意ください。また、**お手元にある関係書類をお持ちください。**
- 6 **申請資格のない方はお断りします。**
申請人本人（親族・従業員）のご利用に限られます。
法令上代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士、委任状のない代理人等）はお断りします。

登記に関する 申請書の様式

登記申請の様式は、法務局のホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

法務局 申請書
で検索

作成が難しい方は

時間に制約のある方や、作成が難しい方は、有資格者（司法書士・土地家屋調査士）への依頼をご検討ください。

【石川県司法書士会】

無料電話相談を行っております。

へるぶねっといしかわダイヤル

076-292-8133

（平日10:00～16:00）

<https://www.ishikawa-shiho.or.jp/event/index.php>

【石川県土地家屋調査士会】

お近くの土地家屋調査士にご相談下さい。

076-291-1020

<http://ishicho.or.jp>